

154-参-外交防衛委員会-28号 平成 14年 07月 23日

山口那津男君 是非、今、大臣のおっしゃった構想の実現へ向けて御努力いただきたいと思えます。

続いて、地雷除去支援について伺います。

文部科学省は、平成十四年度の予算の中では、この研究開発について予算を要求しなかったと思えます。しかし、実際にはロボット技術を使って、地雷の探査技術の開発研究ということに今年度から乗り出しました。是非、私はこれをもっと本格的に独立の項目として予算要求をして、この実用化へ実るよう努力していただきたいと思うんですが、この点について一言お答えいただきたいと思えます。

政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。

今、先生おっしゃられたように、また我が文部科学省におきましては、今年の一月に研究会を発足させまして、五月の末に報告書を取りまとめ、その中で、我々として研究開発を進めるべき技術課題として大きく二つ、一つは対人地雷を一〇〇%探知できるような高度な先進技術、それから二つ目はセンサーを地雷原に持ち込みまして、安全かつ効率的に地雷の探知・除去活

動を行うためのアクセス制御技術、この二つの技術課題に焦点を当ててこれから進めていくのと、一つは一つとでございます。

現在、科学振興事業団におきまして、既存の研究開発制度、これを活用いたしまして、広く研究公募を行っているところでございます。これから、できるだけ速やかに具体的な研究開発にも着手したいと、こう思っているところでございます。

来年度の研究開発のための予算でございますけれども、御案内のとおり、非常に厳しい財政状況の中、文部科学省の予算とはいえ、やはり私ども使える予算も非常に厳しいと、こう認識してございますが、このテーマの重要性にかんがみまして、私ども、実際に使えるような技術、ここまで持っていくためのものといまして、必要な独立の予算ということでこれから頑張ってまいりたいと、こう思っております。

山口那津男君 経済産業省に伺いますが、これまでは武器輸出三原則のチェックという働きが主だったと思えますが、私は、現実に地雷除去の機械というのが、実用機が既に海外へ行っておりますので、むしろこういう産業技術の研究開発支援というところ、ここをもっと強化すべきであると思えます。これまでは独立の予算要求はしていないようではありますが、是非この点につ

いても政策推進に予算要求も含めて御努力いただきたいと思いますが、どうですか。

政府参考人(豊田正和君) 経済産業省といたしましても、対地雷処理支援、大変重要だと考えております。関連技術の短期間での実用化を図るため、既存機器、技術を活用いたしまして、関係省庁とも連携しつつ技術開発に取り組んでいきたいというふうに考えております。この場合、対地雷探知、除去につきましては、土壌の質ですとか形状ですとかあるいは埋設状況に応じた適用技術装置が必要であるというふうに考えております。

したがいまして、本年七月、地雷探知・除去機材の技術開発に向けた現地調査、政府ミッションに私どもの省の職員、それから産業技術総合研究所の研究者、さらに企業技術者を派遣いたしましたところでございます。同ミッションの調査結果も踏まえまして、年度内にも実地試験機の製作、国内試験、現地試験を実施いたすべく努力をしているところでございます。

来年度の予算要求につきましても、その円滑な実施に向けまして、現在、省内で鋭意検討をしているところでございます。よろしく願います。

山口那津男君 外務大臣、申し上げますが、要望です。この地雷除去支援について、これまでカンボジアであったり、あるいはアフガンやベトナムでもやろうとしていることを伺っておりますけれども、是非相手国の立場をよく配慮してこの除去支援という目的が遂げられるように、さらにまたこれは危険なもの扱うわけでありますから、けが人や事故が起こっては大変であります。この安全性を確保できるように、是非この二つの点について留意して、具体的な支援を進めていただきたいと思っております。これは要望です。

ところで、武力攻撃事態法制について最後伺います。個別法整備に当たって所管省庁、これはこれから決める、今は決まっていないという御答弁を繰り返されております。それはそれで結構なんです、しかしまた、個別法をこれから二年間でいろいろと整備していくに当たって、どの役所が関係しているかということについては、主な関係省庁がどこになるかということとは国民に示すべきだと私は思います。

国民保護法制、国際人道法に対応する国内法あるいは米軍の行動を支援する法制、それぞれについて主な関係省庁はどこになるかということをお答えいただきたいと思っております。

政府参考人(村田保史君) まず、お尋ねの国民の保護のための法制の内容としましては、例えば警報の発令と避難に関する措置、消防、輸送、通信等被害を最小にするための措置、あるいは復旧に関する措置などについて規定することを考えております。

これについての主たる関係省庁としましては、内閣官房を中心に、警察庁、防衛庁、総務省、外務省、国土交通省等が考えられますが、内容は極めて多岐にわたるものでありますことから、このほかにも多くの省庁が関係することになると考えております。

次に、国際人道法に対応する国内法ということであり、これについては三つの法制に分けて検討することを考えております。

一つは、国民の保護のための法制を整備する中で、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人道的な取扱いについて必要な措置を講ずることです。これについての関係省庁としましては、内閣官房、総務省、厚生労働省等が考えられます。二番目は、捕虜の取扱いに関する法制であります。これについては防衛庁を中心に検討す

ることを考えております。三番目は、武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制であります。これにつきましては、内閣官房、防衛庁、法務省、外務省が主な関係省庁となるものと考えております。

次に、米軍の行動を支援する法制ではありますが、この内容は現在提出しております法案に規定されておりますとおり、米軍が日米安保条約に従って実施する武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるよう、我が国が実施する物品、施設又は役務の提供などがその内容として考えられます。

その内容については、今後関係省庁間の協議あるいは米国との協議を踏まえて検討を進めていく必要があると考えておりますが、関係省庁としましては、防衛庁、外務省などを想定しているところであります。

山口那津男君 ありがとうございます。終わります。